別記様式－１

営業所技術者等の工事現場への配置に係る確認事項

**（専任現場または非近接の非専任現場）**

年　　　月　　　日

（宛先）発注者

住所

商号又は名称

代表者氏名

建設業法第26条第５項の規定による営業所技術者等の工事現場への配置の適用にあたり、以下のとおり報告します。

１．営業所技術者等の工事現場への配置を適用する工事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 希望申込み  案件 | 工事件名 |  |
| 契約番号 |  |
| 営業所所在地 |  |
| 営業所専任技術者（氏名） |  |

２　要件への適合

|  |  |
| --- | --- |
| * 営業所技術者等の工事現場への配置を適用するにあたって、次の要件に基づき実施します。 | |
|  | １） 当該営業所において契約締結される工事であること。 |
| ２） 営業所技術者等が兼務する工事の数は１件までであること。 |
| ３） 当該工事の予定価格（施工中の工事においては契約金額）が、１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満であること。 |
| ４） 営業所から当該工事現場間の距離が、同一の主任技術者または監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所から当該工事現場との間の移動時間が２時間以内であること。  ※　島しょ部においては、同一島内であること。  ※　予定される作業時間内において、予想される移動時間を明示すること。（別紙添付） |
| ５） 当該工事の下請次数が３を超えないこと。 |
| ６） 当該工事に配置される主任技術者または監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該工事に配置すること。なお、当該工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の工事に関し１年以上の実務の経験を有する者であること。 |
| ７） 当該工事現場の施工体制を主任技術者または監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。 |
| ８） 国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、計画書には主任技術者または監理技術者の所属する営業所の名称及び当該工事に係る契約を締結した営業所の名称を加えること。 |
| ９） 主任技術者または監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保すること。 |
| 10） 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 |

注：上記にレ又は■を記載する

３　その他

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 以下の留意点について確認しています。 |
|  | 契約後、各要件が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡すること。 |
| 契約後、適正に技術者を配置できなかったときは、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき指名停止となる場合があること。 |

注：上記にレ又は■を記載すること。